

女川町復興推進計画

平成24年10月24日
宮城県女川町

1 計画の区域

宮城県牡鹿郡女川町

2 計画の目標

東日本大震災により都市機能の多くを失い、壊滅的な被害をうけた当町においては、土地利用の再編を図り、復興住宅地は今次津波と同等の津波に対しても一定の安全性が確保できる高台あるいは嵩上げした地域に集約整備する。

また、宮ヶ崎、石浜、鷲神浜、小乗浜の海岸沿いに、基幹産業である水産関連業の施設を集約し、産業の復興を先導する拠点形成を図る。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

2に示す整備は、被災市街地復興土地区画整理事業で進める予定としており、用途地域を指定するのは平成26年度頃になると見込まれる。しかし、先行して造成工事を行うなどして、できるだけ早期に水産関連施設の再建ができるよう支援する。

4 復興産業集積区域

女川町小乗浜、鷲神浜

※別添地図参照

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

復興建築物整備事業

① 復興推進事業の内容

4に示す復興産業集積区域において漁業関連施設・水産加工施設等の立地を促進するため、用途制限の緩和を行う。

② 実施主体

女川町

③ 特別の措置の内容

宮城県知事が、認定推進計画に定められた復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行う。

※建築物の整備に関する基本方針

図中 A の部分：現況の商業地域において、工業地域で建築が可能な工場等を整備することとする。

図中 B の部分：現況の第二種住居地域において、準工業地域で建築が可能な工場等を整備することとする。

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、基幹産業である水産関連業の復興が見込まれるほか、被災前の状況に戻すだけでなく、食品安全システムの構築など一団地全体でのブランド化への取り組みを目指すことができる。

これらの効果は女川町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

7 その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、宮城県の意見を聴取した。